

後志地域推進方針比較表

<p>新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p>北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p>北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p>摘要</p>
	<p>第8章 外来医療に係る医療提供体制の確保</p> <p>第1節 基本的事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地域で中心的に外来医療を担う診療所が都市部に偏って開設されるなど、外来医療機能の偏在が課題となる中、地域に必要とされる外来医療機能を確保するため、平成30年(2018年)7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、令和2年度から医療計画の一部として「外来医療に係る医療提供体制の確保」を策定しています。</p> <p>しかし、本道の外来医療は、人口減少や高齢化の進行、医師等の医療従事者の地域偏在といった地域医療共通の課題に加え、外来開業医の高齢化や後継者問題などにより、地域によっては外来機能のさらなる不足が予想されています。</p> <p>本道では、各圏域の地域医療構想調整会議を中心として、今後の人口構造の変化を見据えた効率的な医療提供体制の構築に取り組むとともに、こうした提供体制の維持に向けた医師確保対策を進めています。</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>地域で中心的に外来医療を担う診療所が都市部に偏って開設されるなど、外来医療機能の偏在が課題となる中、地域に必要とされる外来医療機能を確保するため、平成30年(2018年)7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、都道府県の医療計画の一部として「外来医療計画」を策定することとなりました。</p> <p>本道の地域医療は、人口減少や高齢化の進行、医師等の医療従事者の地域偏在といった課題を抱えています。また、国において検討が進められている「医師の働き方改革」については、医師の時間外労働規制が、地域への医師派遣の抑制につながるなどが懸念されるなど、今後の地域医療へ与える影響について、注視が必要な状況にあります。こうした課題への対応に当たっては、広大な面積や多雪・寒冷といった本道の地理的・気象的特性や圏域ごとの実情を十分に踏まえた取組が重要です。</p>	<p>北海道医療計画[地域推進方針]作成マニュアルに記載の項目に沿って作成することから、北海道医療計画の第8章の記載内容と構成が異なる</p>

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>地域医療構想調整会議では、急性期機能の集約化や医療機関の再編統合など、主として入院医療に関する議論を進めていますが、効率的な医療提供体制の構築に当たっては、紹介受診重点医療機関*1の協議を始めとした外来医療の機能分化、住民に身近な医療を提供するとともに疾病の予防・早期発見等に大きな役割を果たす「かかりつけ医」の確保、在宅医療の提供体制や初期救急医療体制の確保など、地域医療構想と外来医療の在り方を一体的に議論し、具体的な取組を進めていくことが重要です。</p> <p>*1 手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを行っている。紹介状のありなしに関わらず、受診は可能だが、紹介状がなく来院された場合は、一部負担金(3割負担等)とは別の「特別の料金」が原則必要となる。</p>	<p>本道では、平成28年(2016年)12月に「北海道地域医療構想」を策定し、各圏域の地域医療構想調整会議を中心として、今後の人口構造の変化を見据えた効率的な医療提供体制の構築に取り組むとともに、こうした提供体制の維持に向けた医師確保対策や「医師の働き方改革」への対応を進めています。</p> <p>地域医療構想調整会議では、急性期機能の集約化や医療機関の再編統合など、主として入院医療に関する議論を進めていますが、効率的な医療提供体制の構築に当たっては、中核的医療機関に外来患者が集中する状況の改善に向けた外来医療の機能分化、住民に身近な医療を提供するとともに疾病の予防・早期発見等に大きな役割を果たす「かかりつけ医」の確保、在宅医療の提供体制や初期救急医療体制の確保など、地域医療構想と外来医療の在り方を一体的に議論し、具体的な取組を進めていくことが重要です。</p>	<p>当圏域の状況に合わせて本文変更</p>

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>将来にわたり必要な外来医療機能を確保するためには、関係者の間で、地域の現状と目指す姿を共有しつつ、必要な取組を協議し、個々の医療機関が必要とされる役割を担うよう促していく必要があります。</p> <p>また、高齢化の進行や生産年齢人口の減少に伴い、外来医療を担う資源や外来医療機能の不足がさらに厳しさを増すと見込まれることから、地域における診療所の開設状況や今後の医療ニーズの見通しなど、新たに診療所を開設する医師等にとって有益な情報・データを整理・発信し、こうした地域における診療従事を促していくことも重要です。</p>	<p>地域に必要なとされる外来医療機能を確保するためには、関係者の間で、地域の現状と目指す姿を共有しつつ、必要な取組を協議し、個々の医療機関が必要とされる役割を担うよう促していく必要があります。</p> <p>また、診療所が比較的少ない地域においては、外来医療機能の不足がさらに厳しさを増すと見込まれることから、地域における診療所の開設状況や今後の医療ニーズの見通しなど、新たに診療所を開設する医師等にとって有益な情報・データを整理・発信し、こうした地域における診療従事を促していくことも重要です。</p> <p>このような考え方を踏まえつつ、平成31年(2019年)3月に国から示された「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」等を参考にしながら、「北海道外来医療計画」を取りまとめるものです。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>2 目指す姿 本章では、将来にわたり必要な外来医療機能の確保に向け、医療機関間の役割分担・連携を推進するとともに、外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開設する医師等はその情報を提供することなどを通じ、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促すことを目指します。また、医療機器の効率的な活用に向け、医療機器の共同利用の促進を目指します。</p> <p>3 本章の位置付け 本章は、医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づくものです。</p> <p>4 対象区域 対象区域は、外来医療提供体制の状況やデータの整備状況等を踏まえ、医療法に基づく「第二次医療圏」と同じ21区域とします。</p>	<p>2 目指す姿 外来医療計画は、地域に必要な外来医療機能の確保に向け、医療機関間の役割分担・連携を推進するとともに、外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開設する医師等はその情報を提供することなどを通じ、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促すことを目指します。また、医療機器の効率的な活用に向け、医療機器の共同利用の促進を目指します。</p> <p>3 計画の位置付け 外来医療計画は、医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づき、医療計画の一部として策定します。</p> <p>4 期間 「北海道医療計画」に合わせ、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とし、令和6年度(2024年度)以降は3年ごとに見直しを行います。</p> <p>5 対象区域 対象区域は、外来医療提供体制の状況やデータの整備状況等を踏まえ、医療法に基づく「第二次医療圏」と同じ21区域とします。</p>	<p>88.4%外来自給率 (R4受療動向)</p> <p>上から9番目</p>

後志地域推進方針比較表

<p style="text-align: center;">新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p style="text-align: center;">北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p style="text-align: center;">北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">摘 要</p>
	<p>5 策定体制 北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会において本章に係る協議を行うこととし、各圏域における協議の場については、医療法第30条の18の2第1項の規定に基づき地域医療構想調整会議を活用します。</p>	<p>6 策定体制 外来医療計画の策定に当たっては、地域の実情を反映させる必要があることから、21 の対象区域ごとに外来医療計画の策定に向けた議論を行いました。協議の場については、医療法第30 条の18 の2第1項の規定に基づき地域医療構想調整会議を活用することとしました。 その内容を踏まえ、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会における協議を経て、北海道外来医療計画(案)を作成しました。 また、外来医療計画は、医療計画の一部として位置付けられていることから、北海道医療計画と同様に北海道医療審議会に外来医療計画の策定を諮問し、答申を踏まえて策定しました。 【北海道の医療圏】 表省略</p>	

後志地域推進方針比較表

<p style="text-align: center;">新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p style="text-align: center;">北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p style="text-align: center;">北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">摘 要</p>
	<p>第2節 患者及び病院等の状況 1 外来患者の受療動向 外来患者の受療動向は、一部の圏域を除き、高い自給率となっています。 【外来患者の受療動向】 ※表省略</p>	<p>第2 人口の推計 1 総人口 平成30年(2018年)3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本道の人口は、1995年をピークに減少傾向にあり、2015年時点で538万1,733人となっています。今後も減少傾向は続き、10年後の2025年時点では501万6,554人、2040年には428万427人になると見込まれています。 グラフ省略</p> <p>2 年齢三区分別の推計 年齢三区分別構成割合では、年少人口割合(15歳未満)、生産年齢人口割合(15歳以上65歳未満)は共に減少している一方で、65歳以上人口割合が年々増加し、2025年には34.4%、2040年には40.9%となる見込みです。 グラフ省略</p> <p>第3 患者及び病院等の状況 1 外来患者の受療動向 外来患者の受療動向は、一部の圏域を除き、高い自給率となっています。 【外来患者の受療動向】 表省略</p>	<p>他圏域の状況は削除。</p>

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>2 外来患者の病院・診療所別受診状況 外来患者の対応割合は圏域ごとにばらつきがあり、圏域によっては、外来患者の大半が病院を受診しており、診療所における外来患者対応割合が3割以下となっています。 【外来患者対応割合(病院・診療所)】 ※グラフ省略</p> <p>3 医療施設の状況 病院及び有床診療所は年々減少していますが、無床診療所は増加傾向にあります。 有床・無床を合わせた一般診療所の総数は、平成22年(2010年)の3,388か所から令和2年(2020年)には3,351か所に減少しています。 ※グラフ省略</p> <p>4 診療所に従事する医師の状況 診療所に従事する医師数は札幌圏域が多く、次いで南渡島圏域、上川中部圏域となっています。 道全体では、60代以上の医師が51.9%と半数を超え、また、16の圏域で60代以上の医師が50%以上となっており、診療所に従事する医師が高齢化しています。 ※表省略</p>	<p>2 外来患者の病院・診療所別受診状況 外来患者の対応割合は圏域ごとにばらつきがあり、圏域によっては、外来患者の大半が病院を受診しており、診療所における外来患者対応割合が3割以下となっています。 【外来患者対応割合(病院・診療所)】 グラフ省略</p> <p>3 医療施設の状況 病院及び有床診療所は年々減少していますが、無床診療所は年々増加しています。 有床・無床を合わせた一般診療所の総数は、平成8年(1996年)の3,232か所から平成29年(2017年)には3,384か所に増加しています。 グラフ省略</p> <p>4 診療所に従事する医師の状況 診療所に従事する医師数は札幌圏域が多く、次いで上川中部圏域、南渡島圏域となっています。 なお、半数以上の圏域で60代以上の医師が50%以上となっており、診療所に従事する医師が高齢化しています。 表省略</p>	

後志地域推進方針比較表

<p>新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p>北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p>北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p>摘要</p>
	<p>【年代別診療所従事医師数の割合】 ※グラフ省略</p> <p>5 医療機器の保有状況 各圏域における医療機器(CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器)の保有状況及び稼働率は次のとおりです。 【保有状況】 ※表省略</p> <p>【医療機器稼働率(機器1台あたり件数)】 ※表省略</p> <p>第3節 外来医師偏在指標の算定 1 外来医師偏在指標の考え方 外来医療計画では、対象区域ごとに、外来医療機能の偏在・不足等を客観的に可視化する指標として「外来医師偏在指標」を算定します。 外来医師偏在指標は、外来医療サービスの主な提供主体である診療所医師を基に算出することとし、地域ごとの医療ニーズや人口構成等を反映させるため、次の4つの要素を勘案した人口10万人当たりの診療所医師数とします。</p>	<p>【年代別診療所従事医師数の割合】 グラフ省略</p> <p>5 医療機器の保有状況 各圏域における医療機器(CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器)の保有状況及び稼働率は次のとおりです。 【保有状況】 表省略</p> <p>【医療機器稼働率(機器1台あたり件数)】 表省略</p> <p>第4 外来医師偏在指標の算定 1 外来医師偏在指標の考え方 外来医療計画では、対象区域ごとに、外来医療機能の偏在・不足等を客観的に可視化する指標として「外来医師偏在指標」を算定します。 外来医師偏在指標は、外来医療サービスの主な提供主体である診療所医師を基に算出することとし、地域ごとの医療ニーズや人口構成等を反映させるため、次の4つの要素を勘案した人口10万人対診療所医師数とします。</p>	

後志地域推進方針比較表

<p>新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p>北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p>北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p>摘要</p>
	<p>① 医療需要及び人口構成とその変化 ② 患者の流出入等 ③ 医師の性別・年齢分布 ④ 医師偏在の種別(入院／外来)</p> <p>2 算定方法 外来医師偏在指標は、外来医療機能の偏在等を客観的に可視化する指標として、厚生労働省が定めた以下の算定式を用いて、全国で統一的に算出することとされています。 ※図省略</p> <p>3 外来患者の流出入の調整 外来医師偏在指標の算定に当たり、要素②(患者の流出入等)を勘案する方法として、厚生労働省から次の2つの方法が示されており、道においては、外来医療はできるだけ身近な医療機関を受診することが望ましく、外来医療機能の偏在の解消につなげていくことを目的としていることに鑑み、現状の流出入の状況を前提とした指標を用いることは本章の趣旨にそぐわないことから、「昼間人口」を活用しています。</p>	<p>① 医療需要及び人口構成とその変化 ② 患者の流出入等 ③ 医師の性別・年齢分布 ④ 医師偏在の種別(入院／外来)</p> <p>2 算定方法 外来医師偏在指標は、外来医療機能の偏在等を客観的に可視化する指標として、厚生労働省が定めた以下の算定式を用いて、全国で統一的に算出することとされています。 表省略</p> <p>3 外来患者流出入の調整 外来医師偏在指標の算定にあたり、要素②(患者の流出入等)を勘案する方法として、厚生労働省から次の2つの方法が示されています。</p>	

後志地域推進方針比較表

<p style="text-align: center;">新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p style="text-align: center;">北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p style="text-align: center;">北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">摘要</p>
	<p>①「昼間人口」 患者の流出入を見込まず、通常、日中に所在する地域内で受診するものと仮定して算定。</p> <p>②「患者流出入」 患者の流出入を現状のまま見込んで算定。また、必要に応じ都道府県間の患者の流出入を協議、調整することとなっていますが、流出入がわずかであることから、他都府県との協議、調整は行わないこととしました。</p> <p>4 算定結果 対象区域ごとの外来医師偏在指標は次のとおりです。 ※表省略</p>	<p>①「昼間人口」 患者の流出入を見込まず、通常、日中に所在する地域内で受診するものと仮定して算定</p> <p>②「患者流出入」 患者の流出入を現状のまま見込んで算定外来医療はできるだけ身近な医療機関を受診することが望ましく、この外来医療計画が外来医療機能の偏在の解消につなげていくことを目的としていることに鑑みれば、現状の流出入の状況を前提とした指標を用いることは、本計画の趣旨にそぐわないことから、「昼間人口」を活用することとしました。</p> <p>また、必要に応じ都道府県間の患者の流出入を協議、調整することとなっていますが、流出入がわずかであることから、他都府県との協議、調整は行わないこととしました。</p> <p>4 算定結果 対象区域ごとの外来医師偏在指標は次のとおりです。 表省略</p>	

後志地域推進方針比較表

<p>新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p>北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p>北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p>摘要</p>
	<p>5 外来医師多数区域の設定 外来医師偏在指標の値が二次医療圏(全国335圏域)の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」に設定し、相対的に診療所が多い地域を客観的に可視化することとされています。 道内においては、札幌圏域が外来医師多数区域に設定されました。</p> <p>6 算定結果の活用 外来医師偏在指標は、一定の仮定の下、入手可能なデータを基に、全国で統一的に算出されるものであることから、外来医師の過不足を示す絶対的な指標ではなく、外来医師の偏在の状況を表し得る参考的な指標として捉えることが適当です。 また、外来医師偏在指標には、病院で外来を担当する医師数や病院の外来を受診する患者数が考慮されていませんが、中には病院が中心的に外来医療を担っている地域もあり、こうした地域では、病院と診療所における機能分担のあり方などについて議論する必要があります。</p>	<p>5 外来医師多数区域の設定 外来医師偏在指標の値が全国の二次医療圏(335 圏域)の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」に設定し、相対的に診療所が多い地域を客観的に可視化することとされています。 道内においては、札幌圏域が外来医師多数区域に設定されました。</p> <p>6 算定結果の活用 外来医師偏在指標は、一定の仮定の下、入手可能なデータを基に、全国で統一的に算出されるものであることから、外来医師の過不足を示す絶対的な指標ではなく、外来医師の偏在の状況を表し得る参考的な指標として捉えることが適当です。 また、外来医師偏在指標には、病院で外来を担当する医師数や病院の外来を受診する患者数が考慮されていませんが、中には病院が中心的に外来医療を担っている地域もあり、こうした地域では、病院と診療所における機能分担のあり方などについて議論する必要があります。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>第4節 医療機器の配置状況に関する指標の算定</p> <p>1 医療機器の配置状況に関する指標の考え方 外来医療計画では、対象区域ごとに、病院及び診療所における医療機器の配置状況を可視化する指標として、性・年齢構成を勘案した「調整人口当たり機器数」を算定します。 対象とする医療機器は、CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器です。</p> <p>2 算定方法 この指標は、医療機器の配置状況を客観的に可視化する指標として、厚生労働省が定めた以下の算定式を用いて、全国で統一的に算出することとされています。 ※図省略</p> <p>3 算定結果 対象区域ごとの、CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器に関する指標は次のとおりです。 【調整人口あたり台数】 ※表省略</p>	<p>第5 医療機器の配置状況に関する指標の算定</p> <p>1 医療機器の配置状況に関する指標の考え方 外来医療計画では、対象区域ごとに、病院及び診療所における医療機器の配置状況を可視化する指標として、性・年齢構成を勘案した「調整人口当たり機器数」を算定します。 対象とする医療機器は、CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器です。</p> <p>2 算定方法 この指標は、医療機器の配置状況を客観的に可視化する指標として、厚生労働省が定めた以下の算定式を用いて、全国で統一的に算出することとされています。 表省略</p> <p>3 算定結果 対象区域ごとのCT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器に関する指標は次のとおりです。 【調整人口あたり台数】 表省略</p>	

後志地域推進方針比較表

<p>新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p>北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p>北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p>摘要</p>
	<p>4 算定結果の活用 人口減少が進行する中、医療ニーズを踏まえて医療機器を有効に活用し、効率的な医療提供体制を構築していく必要があります。そのためには、地域に既にある医療機器を適切に把握することが重要であり、病床機能報告等を適宜活用するとともに、地域医療構想調整会議等において医療機器の稼働状況や耐用年数等についての情報共有を図りながら、医療機器の配置状況に関する指標を活用していきます。</p> <p>第5節 必要な施策 1 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する考え方 中核的医療機関等に外来患者が集中する状況の改善など、かかりつけ医の確保、在宅医療、初期救急医療の体制確保など、住民の利便性確保の観点から、住民に身近な地域の診療所等において、必要な外来機能を維持していくことが重要であり、地域に必要な外来医療機能の確保に向け、医療機関間の役割分担・連携を推進するとともに、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促すため、以下の4点について具体的な施策を講じていく必要があります。</p>	<p>4 算定結果の活用 人口減少が進行する中、医療ニーズを踏まえて医療機器を有効に活用し、効率的な医療提供体制を構築していく必要があります。そのためには、地域に既にある医療機器を適切に把握することが重要であり、病床機能報告等を適宜活用するとともに、地域医療構想調整会議等において医療機器の稼働状況や耐用年数等についての情報共有を図りながら、医療機器の配置状況に関する指標を活用していきます。</p> <p>第6 必要な施策 1 効率的な医療提供体制の構築に向けた基本的な考え方 本計画に基づく外来医療機能の確保に向けた取組は、効率的な医療提供体制の構築に向けた取組の一環として、地域医療構想の実現に向けた取組と一体的に進めていく必要があります。こうした観点から、関係者間で、効率的な医療提供体制の構築に向けた基本的な考え方を共有しながら、取組を進めていくことが重要です。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本道では、平成28年(2016年)12月に「北海道地域医療構想」を策定し、各圏域の地域医療構想調整会議を中心として、主に入院医療に関し、今後の人口構造の変化(人口減少、高齢化)を見据えた効率的な医療提供体制の構築に取り組んでいます。令和元年度(2019年度)は、各圏域において「重点課題」(急性期機能の集約化、医療機関の再編・統合等)を設定の上、具体的な取組に向けた集中的な議論を行い、令和2年度以降の具体的な工程について合意を得ることを目指し、議論が進められています。 ・ また、本計画に基づき、地域医療構想調整会議において、中核的医療機関に外来患者が集中する状況の改善に向けた外来医療の機能分化、かかりつけ医の確保、在宅医療や初期救急医療の体制確保など、地域医療構想と一体的に議論を行っていくこととしています。 ・ こうした取組を通じ、具体的には以下の方向で、地域事情も十分に踏まえつつ、提供体制の構築を進めていきます。 	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
		① 多くの医療資源を必要とする急性期機能 人口減少が進む圏域(札幌圏域以外の圏 域)では、患者数が減少(症例数 の減少)する中で「働き方改革」に対応しつ つ専門医を確保する観点、医療スタッフを効 果的に配置する観点から、二次医療圏内 の中核的医療機関への機能集約を可能な限り 進めていく必要があります。その際、圏域に よって人口減少の度合いが異なること等を踏 まえ、段階的に機能集約を進めるなど、地域 事情を踏まえた取組が必要となります。	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
		<p>② 急性期経過後の患者の早期受入体制や比較的軽症な患者の受入体制など (いわゆる回復期機能)</p> <p>人口減少が進む圏域でも、中核的医療機関における①の機能維持や、住民の利便性確保の観点から、中核的医療機関以外の医療機関において、必要な入院機能を維持していくことが重要です。</p> <p>併せて、「働き方改革」への対応や医療スタッフを効果的に配置する観点から、一定の機能集約を図ること(特に、人口の規模が小さく、減少が著しい圏域においては、①の機能のみならず②の機能も含め、二次医療圏内の中核的医療機関への機能集約を可能な限り進めていくこと)が必要となります。</p> <p>その際、圏域によって人口減少の度合いが異なること等を踏まえ、段階的に機能集約を進めるなど、地域事情を踏まえた取組が必要となります。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
		<p>③ 長期療養患者の受入体制(慢性期機能) 高齢者人口の状況を見据えつつ、在宅医療(自宅や介護施設・高齢者住宅への訪問診療等)の提供体制や介護施設の状況も踏まえながら、必要な規模を維持していくことが重要です。</p> <p>④ 住民に身近な医療を提供する機能(診療所等における外来機能) 中核的医療機関等に外来患者が集中する状況の改善など、①や②の機能維持や、かかりつけ医の確保、在宅医療、初期救急医療の体制確保など、住民の利便性確保の観点から、住民に身近な地域の診療所等において、必要な外来機能を維持していくことが重要です。</p> <p>2 外来医療機能の偏在等の解消 (1) 施策の方向性 地域に必要な外来医療機能の確保に向け、医療機関間の役割分担・連携を推進するとともに、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促すため、以下の3点について施策を講じていく必要があります。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>2 具体的な施策 (1)情報の整理・発信 ・有用なデータの整理 本計画に掲載する「外来医師偏在指標」や「各対象区域における不足する外来医療機能」に加え、医療機関間の役割分担・連携に関する議論を進める観点、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、医療機関のマッピングデータ、外来医療ニーズの状況(疾患、診療内容、受療動向など)、在宅医療提供体制に関する状況(訪問診療・往診等の実施状況など)など、外来機能報告の活用を含め、より有用なデータの検討・整理を進めていきます。 併せて、特に、診療所が比較的少ない地域に対しては、当該地域での診療従事を促す情報発信など、積極的な取組を促していきます。</p>	<p>(2)具体的な施策 ① 情報の整理・発信 ・有用なデータの整理 本計画に掲載する「外来医師偏在指標」や「各対象区域における不足する外来医療機能」に加え、医療機関間の役割分担・連携に関する議論を進める観点、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、医療機関のマッピングデータ、外来医療ニーズの状況(疾患、診療内容、受療動向など)、在宅医療提供体制に関する状況(訪問診療・往診等の実施状況など)など、より有用なデータの検討・整理を進めていきます。 併せて、特に、診療所が比較的少ない地域に対しては、当該地域での診療従事を促す情報発信など、積極的な取組を促していきます。</p>	

後志地域推進方針比較表

<p style="text-align: center;">新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p style="text-align: center;">北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p style="text-align: center;">北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">摘要</p>
	<p>・情報発信 整理したデータについては、ホームページ等を通じた情報発信を行うほか、特に診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、医師会等の関係団体と連携した情報発信や、新規開業に直接・間接に関わる機会があると考えられる金融機関、医薬品・医療機器卸売業者、薬局等に対する情報発信を実施していきます。また、道内市町村における医療機関の開業支援に関する取組について情報発信を行います。</p> <p>(2) 地域における協議・取組の促進 ・不足する外来医療機能等に関するフォローアップ【全ての対象区域】 各圏域において策定する「地域推進方針」で不足する外来医療機能等の確保に関する項目の定期的な進行管理(評価を含む)を行い、外来医療資源の状況を踏まえつつ、課題や今後の取組方針を「見える化」し、地域の関係者で共有を図りながら、具体的な取組を進めていきます。</p>	<p>・情報発信 整理したデータについては、ホームページ等を通じた情報発信を行うほか、特に診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、医師会等の関係団体と連携した情報発信や、新規開業に直接・間接に関わる機会があると考えられる金融機関、医薬品・医療機器卸売業者、薬局等に対する情報発信を検討していきます。</p> <p>② 地域における協議・取組の促進 ・不足する外来医療機能等に関するフォローアップ【全ての対象区域】 各圏域で作成された「地域医療構想推進シート」の中に、不足する外来医療機能等の確保に関する項目を追加し、毎年度末、「地域医療構想推進シート」の更新を行う際に、外来医療機能に関する状況を踏まえつつ、課題と今後の取組方針を「見える化」し、地域の関係者で共有を図りながら、具体的な取組を進めていきます。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>また、在宅医療の提供体制や初期救急医療体制の構築等については、本章や「地域推進方針」の記載内容を十分に踏まえつつ、保健医療福祉圏域連携推進会議や在宅医療に関する他職種連携協議会における議論・取組と連携を図りながら、圏域の状況に応じた協議・取組を進めていきます。</p> <p>・新規開業の状況に関するフォローアップ 新規開業を検討する医師等に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況について積極的に発信することにより、外来医療機能が不足する地域で開業すること、中でも、現時点で不足する機能を担うことを促すこととしており、新規開業の実態についてフォローアップすることは重要です。</p>	<p>その際、在宅医療の提供体制や初期救急医療体制の構築等については、「北海道医療計画」の記載内容を十分に踏まえつつ、保健医療福祉圏域連携推進会議や在宅医療に関する多職種連携協議会における議論・取組と連携を図りながら取組を進めていきます。</p> <p>併せて、受療動向等を踏まえつつ、隣接する圏域との連携強化に向けた協議の場の設定や圏域を細分化した単位で協議を行う場の設定など、圏域の状況に応じた協議・取組を促していきます。</p> <p>・新規開業の状況に関するフォローアップ 【主に外来医師多数区域】 外来医療計画は、新規開業を検討する医師等に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況について積極的に発信することにより、外来医療機能が不足する地域で開業すること、中でも、現時点で不足する機能を担うことを促すこととしており、新規開業の実態についてフォローアップすることは重要です。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>特に、外来医師多数区域においては、診療所を開設する医師等に対し、開設届を提出する際に地域で不足する外来医療機能等を担う意向を確認し、新規開業の状況や不足する機能を新たに担う新規開業者の状況を把握した上で、外来医療機能の偏在等に関する情報発信策や、地域で不足する外来医療機能の確保に向けた地域の関係者間(既存・新規を問わず)の取組、今後の新規開業者への働きかけを強化するなど、継続したフォローアップを実施します。</p> <p>(3)必要な外来医療機能等の確保に向けた支援 ・地域医療介護総合確保基金等を活用した支援 必要な外来医療機能等の確保に向け、地域医療介護総合確保基金等を活用し、在宅医療提供体制の強化や遠隔医療の導入に向けた支援や第6章に記載された取組(北海道地域医療振興財団が行う地域の医療機関への常勤医師の紹介等、総合診療医の確保・活用など)等を実施するとともに、支援のあり方等について検討します。</p>	<p>特に、外来医師多数区域においては、診療所を開設する医師等に対し、開設届を提出する際に地域で不足する外来医療機能等を担う意向を確認し、新規開業の状況や不足する機能を新たに担う新規開業者の状況を把握した上で、外来医療機能の偏在等に関する情報発信策や、地域で不足する外来医療機能の確保に向けた地域の関係者間(既存・新規を問わず)の取組、今後の新規開業者への働きかけを強化するなど、重点的にフォローアップを実施します。</p> <p>③ 不足する外来医療機能等の確保に向けた支援 ・地域医療介護総合確保基金等を活用した支援 不足する外来医療機能等の確保に向け、地域医療介護総合確保基金等を活用し、在宅医療提供体制の強化や遠隔医療の導入に向けた支援や「医師確保計画」に記載された取組(北海道地域医療振興財団が行う地域の医療機関への常勤医師の紹介等、総合診療医の確保・活用など)等を実施するとともに、外来医療計画の策定に向けた議論の状況を踏まえつつ、支援の拡充等を検討します。</p>	<p>道の取組は削除。</p>

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療提供体制強化事業費補助金 ・遠隔医療促進事業 ・病床機能分化・連携促進基盤整備事業 ・地域医療情報連携ネットワーク構築事業費補助金 ・休日夜間診療確保対策費補助金 ・救急医療体制確保事業費補助金 ・地域医療対策支援事業<ドクターバンク> ・総合診療医確保推進等事業 ・医療機関・住民交流推進事業 <p>(4) 効率的な医療機器の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の共同利用計画についての協議 <p>医療機器の効率的な活用に向け、医療機関が医療機器(CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器)を購入する場合は、当該医療機関が以下の内容を含む「共同利用計画」を作成し、地域医療構想調整会議で確認を行うことを求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共同利用の相手方となる医療機器 ② 共同利用の対象とする医療機器 ③ 保守、整備等の実施に関わる方針 ④ 画像撮影等の検査機器については、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針 	<p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療提供体制強化事業費補助金 ・遠隔医療促進事業 ・病床機能分化・連携促進基盤整備事業 ・患者情報共有ネットワーク構築事業 <ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間診療確保対策費補助金 ・救急医療体制確保事業費補助金 ・地域医療対策支援事業<ドクターバンク> ・総合診療医確保推進等事業 ・医療機関・住民交流推進事業 <p>3 効率的な医療機器の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の共同利用計画についての協議 <p>医療機器の効率的な活用に向け、医療機関が医療機器(CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器)を購入する場合は、当該医療機関が以下の内容を含む「共同利用計画」を作成し、地域医療構想調整会議で確認を行うことを求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共同利用の相手方となる医療機関 ② 共同利用の対象とする医療機器 ③ 保守、整備等の実施に関わる方針 ④ 画像撮影等の検査機器については、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針 	

後志地域推進方針比較表

<p>新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p>北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p>北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p>摘要</p>
	<p>第6節 計画の推進 1 関係者の取組 本章の取組については、行政が主導するものではなく、地域ごとで考え、目指す姿を共有するとともに、その実現に向けて地域の関係者で協議するものです。 本章は、地域に必要とされる外来医療機能の確保に向けて、関係者が協力して取り組むための枠組みであり、各医療機関においては、地域の関係者と協調しつつ、地域で不足する外来医療機能を担うことを検討する必要があります。 地域で不足する外来医療機能の確保に向けた取組は、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議を基本とし、道も必要な支援を行い、次のとおり関係者が協力して進めていくこととします。 (1) 医療機関の自主的な取組 各医療機関は、地域の外来医療ニーズを踏まえ、自らの行っている医療内容やその体制に基づき、地域で不足する外来医療機能を自院が担うことについて検討を行うことが求められます。また、地域で不足する外来医療機能の確保に向け、地域の関係者と協力して必要な取組を検討することが求められます。</p>	<p>第7 計画の推進 1 関係者の取組 外来医療計画は、行政が主導するものではなく、地域ごとで考え、目指す姿を共有するとともに、その実現に向けて地域の関係者で協議するものです。 本計画は、地域に必要とされる外来医療機能の確保に向けて、関係者が協力して取り組むための枠組みであり、各医療機関においては、地域の関係者と協調しつつ、地域で不足する外来医療機能を担うことを検討する必要があります。 地域で不足する外来医療機能の確保に向けた取組は、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議を基本とし、道も必要な支援を行い、次のとおり関係者が協力して進めていくこととします。 (1) 医療機関の自主的な取組 各医療機関は、地域の外来医療ニーズを踏まえ、自らの行っている医療内容やその体制に基づき、地域で不足する外来医療機能を自院が担うことについて検討を行うことが求められます。また、地域で不足する外来医療機能の確保に向け、地域の関係者と協力して必要な取組を検討することが求められます。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>新たに診療所を開設する医師等においても、外来医療の現状や今後の見通しを踏まえた取組が求められます。</p> <p>(2) 医療機関や自治体による協議を通じた取組</p> <p>医療機関の自主的な取組に加え、医療機関相互の協議により、地域で不足する外来医療機能の確保を目指します。</p> <p>地域における協議の場となる地域医療構想調整会議において、「地域連携推進方針」に必要な項目を追加し、地域で不足する外来医療機能の現状・課題や目指す姿を共有し、取組の方向性を協議します。</p> <p>診療所が比較的少ない地域においては、当該地域での診療従事を促す取組を協議することが求められます。また、外来医師多数区域などにおいては、新規開業等の状況を踏まえ、今後の新規開業者に対し、地域で不足する医療機能を担うよう働きかける取組を協議することが求められます。</p>	<p>新たに診療所を開設する医師等においても、外来医療の現状や今後の見通しを踏まえた取組が求められます。</p> <p>(2) 医療機関や自治体による協議を通じた取組</p> <p>医療機関の自主的な取組に加えて、医療機関相互の協議により、地域で不足する外来医療機能の確保を目指します。</p> <p>地域における協議の場となる地域医療構想調整会議において、「地域医療構想推進シート」に必要な項目を追加し、地域で不足する外来医療機能の現状・課題や目指す姿を共有し、取組の方向性を協議します。</p> <p>診療所が比較的少ない地域においては、当該地域での診療従事を促す取組を協議することが求められます。また、外来医師多数区域などにおいては、新規開業等の状況を踏まえ、今後の新規開業者に対し、地域で不足する医療機能を担うよう働きかける取組を協議することが求められます。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>(3)道の取組</p> <p>地域で不足する外来医療機能の確保に向けて、地域の外来医療の現状や今後の見通しなど、新たに診療所を開設する医師等にとって有益なデータを整理し、医師会等の関係団体と連携した情報発信などを行います。</p> <p>地域医療構想調整会議にて活発な議論が行われるよう、各種資料・データを作成するとともに、市町村で実施している医療機関の創業支援の取組を共有するなど、外来医療機能の確保に向けた情報の共有を図ります。</p> <p>また、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関や市町村等の取組を支援するとともに、北海道総合保健医療協議会における協議や、地域医療構想調整会議を通じた地域の意見等を踏まえ、支援策のあり方等について検討します。</p>	<p>(3)道の取組</p> <p>地域で不足する外来医療機能の確保に向けて、地域の外来医療の現状や今後の見通しなど、新たに診療所を開設する医師等にとって有益なデータを整理し、医師会等の関係団体と連携した情報発信などを行います。</p> <p>協議の場となる地域医療構想調整会議を設置・運営し、活発な議論が行われるよう、各種資料・データを作成するとともに、救急医療や在宅医療などテーマに応じた議論や、より広域的な議論、より小さい単位での議論などを行うための場づくりを検討します。</p> <p>また、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関や市町村等の取組を支援するとともに、北海道総合保健医療協議会における協議や、地域医療構想調整会議を通じた地域の意見等を踏まえ、必要に応じて支援策の拡充等を行います。</p>	後志圏域の状況に書き換え

後志地域推進方針比較表

<p style="text-align: center;">新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p style="text-align: center;">北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p style="text-align: center;">北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">摘要</p>
	<p>2 住民の理解促進 本章については、医療を受ける当事者である患者、住民の理解を得ることが重要です。医療法第6条の2第3項では、「国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けよう努めなければならない。」とされています。</p> <p>この趣旨を踏まえ、住民の方々が医療提供体制等について理解を深め、適切な判断が行えるよう、地域で不足する外来医療機能の確保に向けた取組について、下記の点を中心に、行政・関係団体が一体となって情報発信を行っていきます。</p> <p>また、患者・住民に接する機会の多い医療機関や市町村と連携し、患者・住民に向けた情報発信を行うとともに、住民の自主的組織等も活用して、地域全体で治し、支えていく体制を構築していく必要があります。</p>	<p>2 住民の理解促進 外来医療計画については、医療を受ける当事者である患者、住民の理解を得ることが重要です。医療法第6条の2第3項では、「国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けよう努めなければならない。」とされています。</p> <p>この趣旨を踏まえ、住民の方々が医療提供体制等について理解を深め、適切な判断が行えるよう、地域で不足する外来医療機能の確保に向けた取組について、下記の点を中心に、行政・関係団体が一体となって情報発信を行っていきます。</p>	<p>道視点から圏域視点に変更。</p>

後志地域推進方針比較表

<p style="text-align: center;">新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p style="text-align: center;">北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p style="text-align: center;">北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">摘要</p>
	<p>・在宅医療等の推進の趣旨 在宅医療等での医療の推進は、医療を受ける場所は必ずしも医療機関に限られるものではなく、生活の質を重視する観点から、医療を受けられる場所を在宅等、住み慣れた地域にも拡大していく動きです。 併せて、人生の最終段階において、患者の意思を尊重した医療が提供されるよう、自分がどのような最期を迎えたいかを考え、普段から家族とも相談すること(人生会議(ACP))が重要です。</p> <p>・かかりつけ医の重要性等 身近な地域で、日常的な診療や健康管理、病状に応じた適切な医療機関への紹介等を行うかかりつけ医を持つことで、病気の予防や健康増進、病状が変化したときの早期発見と適切な治療が期待できます。 また、外来診療を行っていない休日や夜間の時間帯に、緊急性のない軽度の症状であっても自分の都合に合わせて安易に救急医療機関の救急外来を受診するいわゆる「コンビニ受診」や安易な救急車の利用については、重症患者への対応に支障をきたすことになります。</p>	<p>・在宅医療等の推進の趣旨 在宅等での医療の推進は、医療を受ける場所は必ずしも医療機関に限られるものではなく、生活の質を重視する観点から、医療を受けられる場所を在宅等、住み慣れた地域にも拡大していく動きです。 併せて、人生の最終段階において、患者の意思を尊重した医療が提供されるよう、自分がどのような最期を迎えたいかを考え、普段から家族とも相談することが重要です。</p> <p>・かかりつけ医の重要性等 身近な地域で、日常的な診療や健康管理、病状に応じた適切な医療機関への紹介等を行う「かかりつけ医」を持つことで、病気の予防や健康増進、病状が変化したときの早期発見と適切な治療が期待できます。 また、外来診療を行っていない休日や夜間の時間帯に、緊急性のない軽度の症状であっても自分の都合に合わせて安易に救急医療機関の救急外来を受診するいわゆる「コンビニ受診」や安易な救急車の利用については、重症患者への対応に支障を来すことになります。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
	<p>また、休日や夜間は全ての診療科の医師が勤務しているわけではないことに加え、コンビニ受診による医療スタッフの疲弊が退職の一因となり、地域の救急医療体制が維持できなくなるおそれがあることから、かかりつけ医を持つことや診療時間内に受診することなどが重要です。</p> <p>・紹介受診重点医療機関の公表 紹介受診重点医療機関は、患者が医療機関を選択するに当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中で、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間の増加や勤務医の外来負担等の課題が生じていることから、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来(紹介受診重点外来)の機能に着目し、各圏域の地域医療構想調整会議での協議を経て、道において当該外来医療を提供する基幹的な役割を担う意向を有する病院又は診療所として公表しており、患者や住民がこうした外来機能の情報を得て、適切な医療機関への受診につながるよう意識の醸成が重要です。</p>	<p>また、休日や夜間は全ての診療科の医師が勤務しているわけではないことに加え、コンビニ受診による医療スタッフの疲弊が退職の一因となり、地域の救急医療体制が維持できなくなる恐れがあることから、かかりつけ医を持つことや診療時間内に受診することなどが重要です。</p> <p>また、患者・住民に接する機会が多い医療機関や市町村と連携し、患者・住民に向けた情報発信を行うとともに、住民の自主的組織等も活用して、地域全体で治し、支えていく体制を構築していく必要があります。</p>	

後志地域推進方針比較表

<p>新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p>北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p>北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p>摘要</p>
	<p>3 推進体制 本章の推進に向けては、住民・患者の視点に立ち、道や市町村などの行政機関、医療提供者、関係団体及び住民が、地域の最も重要な社会基盤の1つである医療の提供体制を確保できるよう毎年度、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会や21の地域医療構想調整会議において、直近の外来医療機能に関する状況を検証するなど、道本庁及び各対象区域において、関係者との連携を図りつつ、地域に必要とされる外来医療機能を確保するために必要な協議等を継続的に行っていきます。</p>	<p>3 計画の推進体制 本計画の推進に向けては、住民・患者の視点に立ち、道や市町村などの行政機関、医療提供者、関係団体及び住民が、地域のも重要な社会基盤の一つである医療の提供体制を確保できるよう、毎年度、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会や21の地域医療構想調整会議において、直近の外来医療機能に関する状況を検証するなど、道本庁及び各対象区域において、関係者との連携を図りつつ、地域に必要とされる外来医療機能を確保するために必要な協議等を継続的に行っていきます。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
		1 南渡島 2 南檜山 3 北渡島檜山 4 札幌 5 後志 6 南空知 7 中空知 8 北空知 9 西胆振 10 東胆振 11 日高 12 上川中部 13 上川北部 14 富良野 15 留萌 16 宗谷 17 北網 18 遠紋 19 十勝 20 釧路 21 根室	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
第3 必要な外来医療機能及び対応方針 1 地域の外来医療の状況 (1) 医療施設数及び従事医師数 表省略 (2) 外来診療施設数及び患者数 表省略 (3) 時間外外来施設数及び患者数 表省略 (4) 往診実施施設数及び在宅患者数 表省略 (5) 医療機器の配置・保有・活用状況 表省略		1 地域の外来医療の状況 (1) 医療施設数及び従事医師数 表省略 (2) 外来診療施設数及び患者数 表省略 (3) 時間外外来施設数及び患者数 表省略 (4) 往診実施施設数及び在宅患者数 表省略 (5) 医療機器の配置・保有・活用状況 表省略	

後志地域推進方針比較表

<p style="text-align: center;">新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p style="text-align: center;">北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p style="text-align: center;">北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">摘 要</p>
<p>2 地域で不足する医療機能の現状・課題 (1) 初期救急医療に関する外来医療の現状・課題 (現状) 救急医療の医療提供体制に同じ (課題) 救急医療の医療提供体制に同じ</p>		<p>2 地域で不足する医療機能の現状・課題 (1) 初期救急医療に関する外来医療の現状・課題 (現状) ○ 主に軽度の救急患者に外来診療を行う初期救急医療は、救急告示医療機関・各町村立診療所や休日夜間救急センター及び在宅当番医参加医療機関により体制を確保しています。</p> <p>(課題) ○ 当圏域では、初期救急医療をそれぞれの自治体立等の病院・診療所や夜間急病センターが担っていますが、羊蹄山麓等における二次救急医療機関においては、住民の専門医志向などを背景に軽症者の夜間受診が増加(いわゆる救急医療の「コンビニ受診」)し、さらには在留外国人や旅行者等による言語の問題(英語・中国語等多言語への対応)、治療費の支払いに係る問題など、二次救急医療機関に勤務する医師等への負担が増大している状況にあり、初期・二次救急医療の役割分担と連携体制の強化が求められています。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
(2)在宅医療の提供状況・課題 (現状) 在宅医療の医療提供体制に同じ (課題) 在宅医療の医療提供体制に同じ		(2)在宅医療の提供状況・課題 (現状) ○ 長期にわたる療養や介護を必要とする患者が病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を図りつつ、療養生活を継続することができるよう、在宅医療の提供体制の整備が必要とされています。 ○ 年々高齢化が進み、平成31年1月1日現在の高齢化率は、全道平均31.1%に対し、当圏域は37.9%と6.8ポイント上回っている状況です。 高齢化の進行を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムを構築する必要があります。 【高齢化の状況】(住民基本台帳人口H31.1.1 現在) 表省略	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
		(課題) ○ 高齢化の進行や生活習慣病(慢性疾患)が死因の上位を占めるなどの疾病構造の変化に伴い、要介護認定者や認知症患者は大幅に増加しており、自宅や地域で疾病を抱えつつ生活を送る者が今後も増加していくことが考えられます。また、地域医療構想を推進する中で、病床の機能分化・連携が進むことに伴う増加(新たなサービス必要量)も見込まれます。 【訪問診療の需要(推計)】 (単位:人/日) ※下段()は新たなサービス必要量を除いた数 表省略 ○ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と介護が連携した地域包括ケアシステムを構築するためには、それぞれの地域における医療・介護資源、人口及び世帯構造の変化などを踏まえた上で、地域の事情に応じた取組を行っていくことが必要です。	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
		<p>○ 在宅医療を求める患者が、住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるよう、在宅医療を提供できる医療機関や訪問看護ステーションの充実が求められており、特に、在宅医療の中心的役割を持つ機能強化型の在宅療養支援診療所及び病院、機能強化型や24時間対応可能な訪問看護ステーションの整備を促進することが必要です。</p> <p>(3)小児医療体制の提供状況・課題 (現状)</p> <p>○ 当圏域の小児科標ぼうの医療機関を、平成25年4月1日時点(前回の医療計画策定時)と平成31年4月1日現在を比較すると、病院数は8か所で、1カ所増加となりますが、診療所数は33か所で、5か所減少となっています。</p> <p>○ 小児救急医療体制の整備に対する社会的要請が強まっていることから、通常の救急医療体制によるほか小児救急医療支援事業により、小児二次救急医療の体制整備を図っています。</p>	

後志地域推進方針比較表

<p style="text-align: center;">新・後志地域推進方針 令和 年 月</p>	<p style="text-align: center;">北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課</p>	<p style="text-align: center;">北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">摘 要</p>
<p>3 地域で不足する医療機能に対する今後の取組の方向性等 (1)初期救急医療に関する外来医療の確保に向けて 救急医療の医療提供体制に同じ</p>		<p>(課題) ○ 休日・夜間における軽症の患者の増加などにより、小児科勤務医が長時間にわたる不規則な勤務を余儀なくされており、その改善が求められています。 ○ 当圏域においては、平成18年10月から小児救急医療支援事業を社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院で実施していますが、小児科医師の不足により他の病院の参加が得られない状況にあります。</p> <p>3 地域で不足する医療機能に対する今後の取組の方向性(地域の方針) (1)初期救急医療に関する外来医療の確保に向けて ○ 在宅当番医制の実施や休日夜間急患センターの運営については、診療所等の積極的な参加を促進するとともに、インフルエンザなどの感染症の流行等にも適切に対応できるよう、医師会や保健所、二次・三次救急医療機関との連携に努めます。 また、初期救急を二次救急医療機関が対応せざるを得ないなどの現状を踏まえ、医師会等の関係機関と連携して、限りある医療資源の有効な活用に努めます。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
(2)在宅医療の提供体制の確保に向けて 在宅医療の医療提供体制に同じ		(2)在宅医療の提供体制の確保に向けて ○ 住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるよう、市町村単位での在宅医療の連携構築を目指し、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村が、多職種による連携体制づくりのコーディネーター役である道立保健所や関係機関等と連携し、地域の医療介護資源等の把握や課題の整理を行い、課題解決に向け取組を進め、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまで継続した医療提供体制の構築を図ります。 ○ 患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護ステーション等、地域包括ケア病棟を整備している医療機関等相互の連携体制の構築に努めます。 ○ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、市町村職員などを対象に、多職種協働による在宅チーム医療等についての研修を行うなど、在宅医療を担う人材の育成と多職種間の連携体制の構築に努めます。	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
<p>4 医療機器の共同利用方針</p> <p>○ 人口減少が進む中、圏域内において効率的な医療提供体制を構築するため、医療機器についても、圏域内での配置状況、利用状況も勘案の上、可能な限り共同利用を進めることとします。</p> <p>○ 高額医療機器の購入にあたっては、後志圏域地域医療構想調整会議において情報共有を図るとともに機器の共同利用を推進し、圏域内での効率的な医療機器の整備・活用に努めます。</p>		<p>(3)小児医療体制の確保に向けて</p> <p>○ 小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、小児救急医療地域研修事業の受講促進など、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院・診療所の維持や確保に努めます。</p> <p>4 医療機器の共同利用方針</p> <p>○ 人口減少が進む中、圏域内において効率的な医療提供体制を構築するため、医療機器についても、圏域内での配置状況、利用状況も勘案の上、効率的な医療機器の整備・活用に努めます。</p> <p>○ 高額医療器機の購入にあたっては、あらかじめ地域医療構想調整会議において情報共有を図るとともに機器の共同利用を推進し、圏域内での効率的な医療機器の整備・活用に努めます。</p>	

後志地域推進方針比較表

新・後志地域推進方針 令和 年 月	北海道医療計画 令和6年3月 地域医療課	北海道外来医療計画 令和2年3月 (関係部分のみ抜粋)	摘要
<p>5 紹介受診重点医療機関の名称 紹介受診重点医療機関については、外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、外来の機能に着目して、紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化するものです。</p> <p>外来機能報告制度の報告内容をもとに、後志圏域地域医療構想調整会議において協議を行い、道において紹介受診重点医療機関を公表しています。</p> <p>公益社団法人 日本海員掖済会 小樽掖済会病院(公表日:令和5年8月1日) 小樽市立病院(公表日:令和6年5月1日) 公 表 ペ ー ジ : https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/156278.html</p>			